

1 旭川市のあらし

本市は、明治23年に旭川村として誕生し、上川地方の中心として開拓が進められ、明治31年の上川鉄道の開通、明治32年の旧陸軍第7師団の設置とともに大きく発展しました。

先人たちの偉大な努力により大正11年に市制が施行された後、昭和30年から近隣町村との合併が進み、昭和45年に人口30万人を超え、道北一円の商業、消費の中心として、また、広域交通網の拠点として成長してきました。平成12年4月からは中核市へ移行し、上川、道北地域の拠点都市としての役割を担っています。

図1-1 旭川市の位置

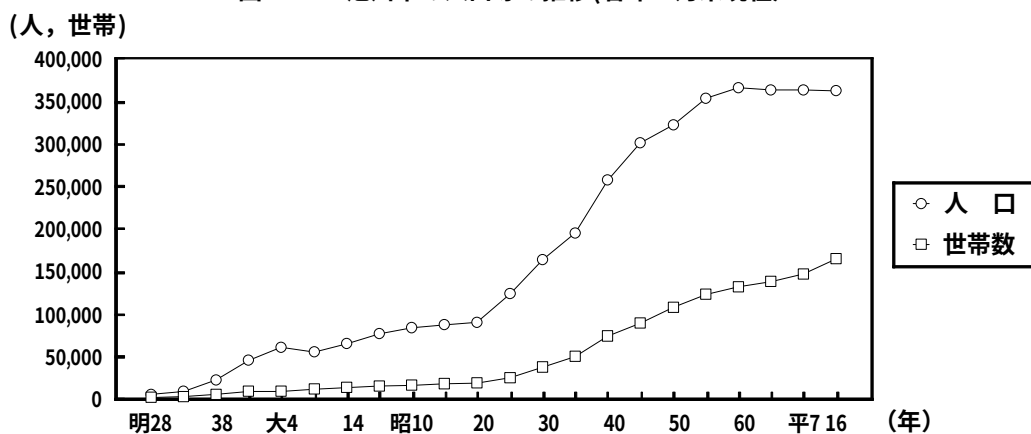


(1) 人口

本市の人口は、昭和30年代から昭和40年代にかけて、高度成長を背景とした都市化の進展や近隣町村との合併が進んだため、大幅に増加しましたが、現在はほぼ横ばいの状態で推移しています。また、世帯数は年々増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。

なお、平成16年9月末現在の人口及び世帯数は、それぞれ、361,488人、164,279世帯となっています。

図1-2 旭川市の人口等の推移(各年9月末現在)



(2) 産 業

本市は、農業をはじめ、家具、紙・パルプ、食料品などの製造業を基幹産業とし、さらに、道北の交通の要衝という地理的条件を生かした商業、物流の拠点として、産業基盤や交通基盤が整い、医療、教育、文化などの都市機能が集積したまちとなっています。

産業別の就業者については、第3次産業に従事している人が最も多く、その割合は約70%となっています。

本市における製造品出荷額は、約1,910億円（平成15年：速報値）で、食料品製造業の製造品出荷額が最も多く、以下、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業などとなっています。

図1-3 製造品出荷額の割合（平成15年）

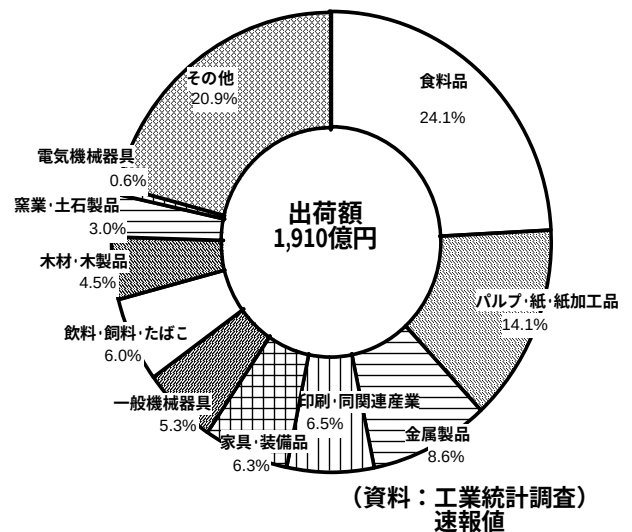
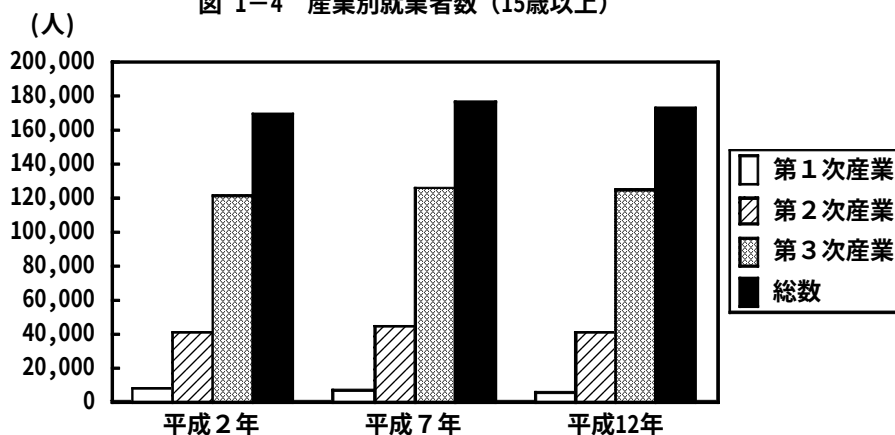


図 1-4 産業別就業者数（15歳以上）



(3) 交 通

交通は、人や物の移動、交流などの手段として市民生活や産業活動において最も基本的な都市機能です。

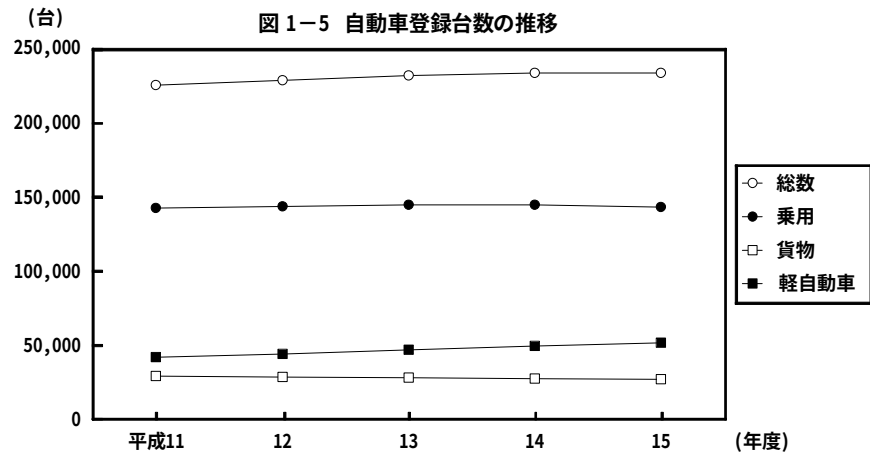
本市の自動車登録台数は年々増加し、平成15年度末で、233,177台となっています。

道路網は、2環状8放射道路を骨格とし、それらを補完する道道・市道の幹線道路で構成されており、西部には道央自動車道が通っています。

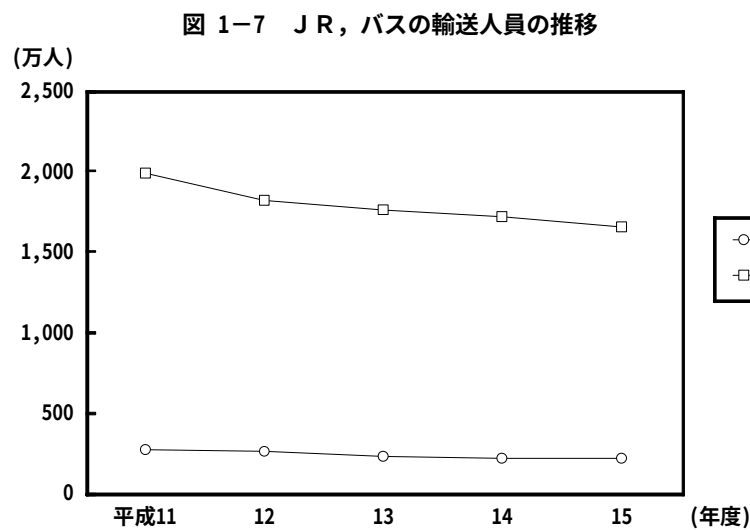
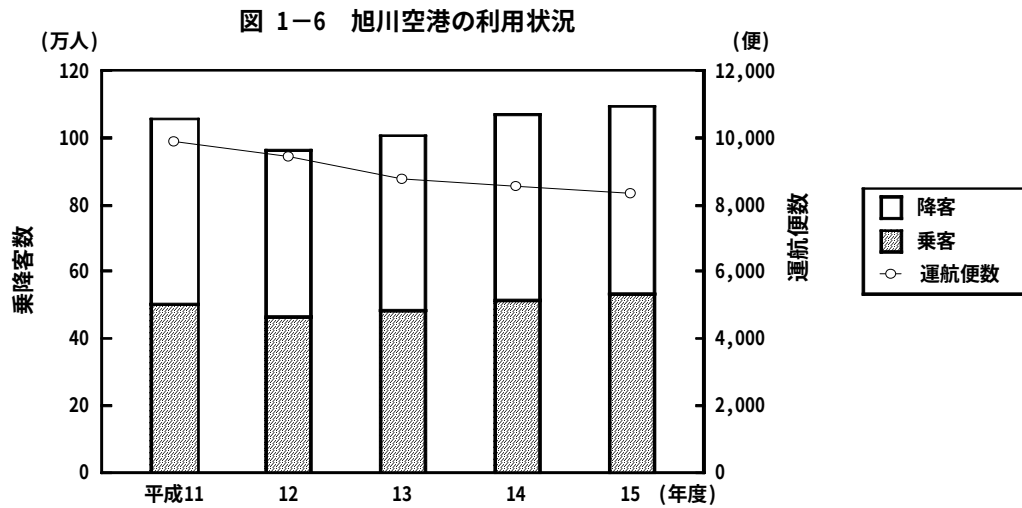
自動車交通量については、市全体では増加傾向にありますが、道路や橋梁の整備により交通が分散され、主要道路においては、ほぼ横ばいとなっています。

一方、公共交通機関であるバスや鉄道の利用者は、依然として減少傾向にあります。

旭川空港の利用は、平成10年度以降、運航便数は減少していますが、乗降客数は平成12年度以降増加しています。



(資料：旭川陸運支局)



※ J Rの輸送人員について、無人駅分を含まない。

(資料：J R北海道旭川支社、道北バス㈱、旭川電気軌道㈱、㈱あさでん)

2 総合的な環境行政の推進

(1) 環境問題の変遷

我が国においては、高度経済成長期に環境汚染や自然破壊などが大きな社会問題となり、こうした事態に対処するため「公害対策基本法」や「自然環境保全法」などが制定されました。

これらの法令の整備、住民や地方公共団体の努力、企業の公害防止への取り組みなどにより、やがて激甚な公害が克服され、優れた自然環境も保全されるようになりました。

旭川市においても、高度経済成長を背景として都市化が進んだため、大気汚染や水質汚濁などの公害が問題となりました。

このため、昭和46年に「旭川市公害防止条例」を制定し、この条例と国や道の規制措置とを併せた施策により、公害問題の解決に一定の成果を収めてきました。

しかし、昨今では、従来の産業型公害に代わり都市・生活型公害（ごみ問題、生活排水による河川等の汚染問題、自動車排出ガス問題等）の顕在化や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など国境を越え世代を超え影響を及ぼす環境問題など新たな課題に直面しています。

今日の環境問題が私たちの日常生活や通常の事業活動と密接にかかわっているという特性を考えると、これらの問題に適切に対処するには、従来の規制的手法だけでは十分とはいえず、市民や事業者などが自主的・積極的に環境保全に取り組むことが必要となっています。

(2) 旭川市環境基本条例

このような背景をもとに、国においては、平成5年11月に新たな環境政策の枠組みとして「環境基本法」が制定されました。

本市でも今後の環境行政の基本的方向を定めるためには、同様な視点に立った条例の制定が必要であるとの認識から、市民、事業者などの意見を取り入れながら、平成10年3月に「旭川市環境基本条例」を制定しました。

「旭川市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の責務、市が講ずる施策の基本方針が規定されているほか、市の取組姿勢が明示されており、本市の環境行政を推進していく上での基本となっています。

(3) 旭川市環境基本計画

「旭川市環境基本計画」は「旭川市環境基本条例」の規定に基づいて、具体的な施策を計画的に推進していくために策定しました。

この計画はその策定段階で、多くの市民の意見反映が行えるよう配慮がなされました。

原案の作成に際しては、予め「基本計画素案のあらまし」が公表され、意見募集が行われたほか（平成10年9月）、「市民・事業者意見提言会」が開催され（平成10年10月）、約300人の方から385件の意見をいただきました。

こうした市民の意見を踏まえて作成した原案は、旭川市環境審議会へ諮問（平成11年10月）、その後4回の審議を経て平成11年12月に答申、平成12年2月に策定されています。

この計画は、環境基本条例の基本理念である4項目（「人と自然が調和する良好な環境の継承」、「環境を重視した資源循環型社会の達成」、「健康で安全かつ文化的な生活ができる社会の達成」、

「市民・事業者・市の公平な役割分担による地域社会の形成」を目的としており、21世紀半ばを展望した市が目指すべき環境の将来像を「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまち あさひかわ」と定め、その実現に向けて生活環境，自然環境，都市環境，地球環境，地域社会に関する5項目の「環境目標」を設定しています。（図1－9）

ひとつひとつの「環境目標」には3～5項目の「施策の基本的方向」が、またひとつひとつの「施策の基本的方向」には1～4項目の「関連施策」がそれぞれ規定されており、計画は全体で229項目の施策で構成されています。

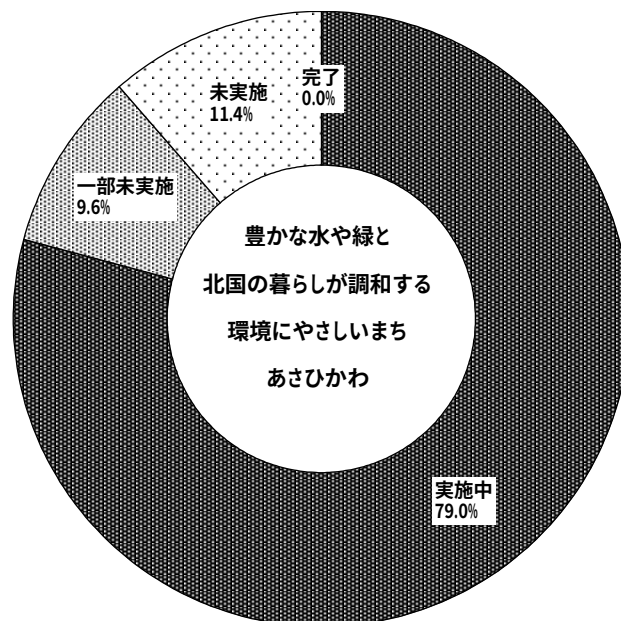
また、このほか、この計画では環境目標の達成状況を明確にするための具体的な定量目標が示されています。（表1－1）

（4）旭川市環境基本計画の推進状況

旭川市環境基本計画が策定されて以降、市では延べ158の事業が「環境の保全及び創造に関する施策」に基づくものとして実施されています（平成15年度末現在）。

これら158の事業の実施による環境基本計画関連施策の実施状況を、それぞれの関連施策ごとに4段階で評価したところ、「環境の将来像」の達成に向けて、現在実施中とされた施策が全体の79%（181項目）、新たな展開を要するとされた施策が21%（48項目）となりました。（図1－8）

図1－8 環境基本計画関連施策 実施状況の評価

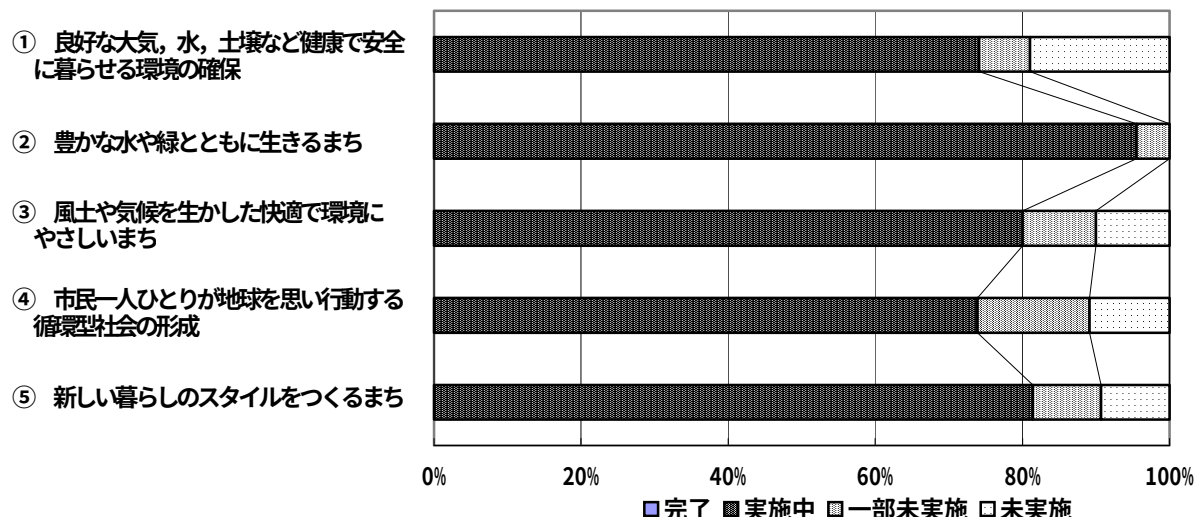


ア 「環境目標」ごとの関連施策実施状況

「環境目標」ごとに関係施策の実施状況を見てみると、実施率が最も高かったのは「豊かな水や緑とともに生きるまち」、低い値となったのは「市民一人ひとりが地球を思い行動する循環型社会の形成」でした。

図 1-9 環境目標ごとの関連施策実施状況

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまち あさひかわ」



イ 「施策の基本的方向」ごとの関連施策実施状況

環境基本計画では、環境の将来像及び環境目標を実現するために、市民・事業者・市が相互に協力して、総合的かつ計画的に取り組んでいく基本的方向と施策を示しています。

次に、さらに詳しく、「施策の基本的方向」ごとの実施状況を示します。

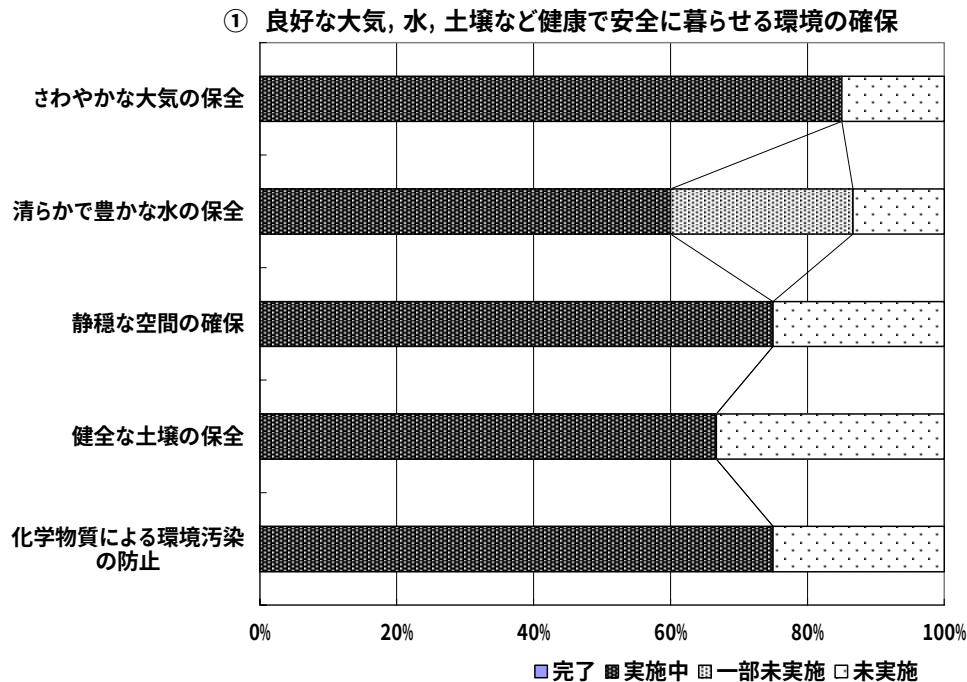
(ア) 「良好な大気、水、土壌など健康で安全に暮らせる環境の確保」の関連施策実施状況
環境目標①「良好な大気、水、土壌など健康で安全に暮らせる環境の確保」は生活環境に関する目標です。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止協定などの様々な規制に基づいて、工場・事業場などの事業者に対する監視・指導が実施され、環境の保全が図られています。

一部実施及び未実施とされたものの多くは、さらなる規制を要するものです。(図1-10)

進展の見られた事項として、平成17年7月に供用が開始される(仮称)旭川市青少年科学館には、水の循環利用、雨水の有効利用など水の効率的活用を促進する設備が設置されます。

図 1-10 環境目標「① 良好な大気、水、土壌など健康で安全に暮らせる環境の確保」の関連施策実施状況



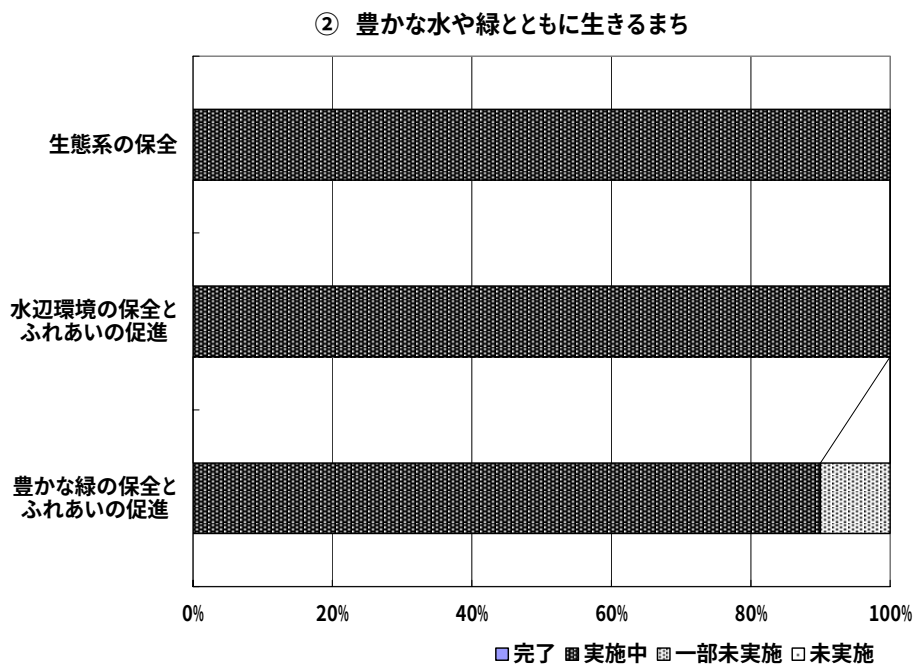
(イ) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」の関連施策実施状況

環境目標②「豊かな水や緑とともに生きるまち」は自然環境に関する目標です。

おおむね適正に進行している状況にあります。

「豊かな緑の保全とふれあいの促進」については、市が行っている自然観察会のほかにも、見本林における旭川ウィーン国際バイオリンセミナー野外演奏会、上川神社における薪能など、実行委員会などの民間主導により事業がなされており、施策の補完がなされています。

図 1-11 環境目標「② 豊かな水や緑とともに生きるまち」の関連施策実施状況



(ウ) 「風土や気候を生かした快適で環境にやさしいまち」の関連施策実施状況

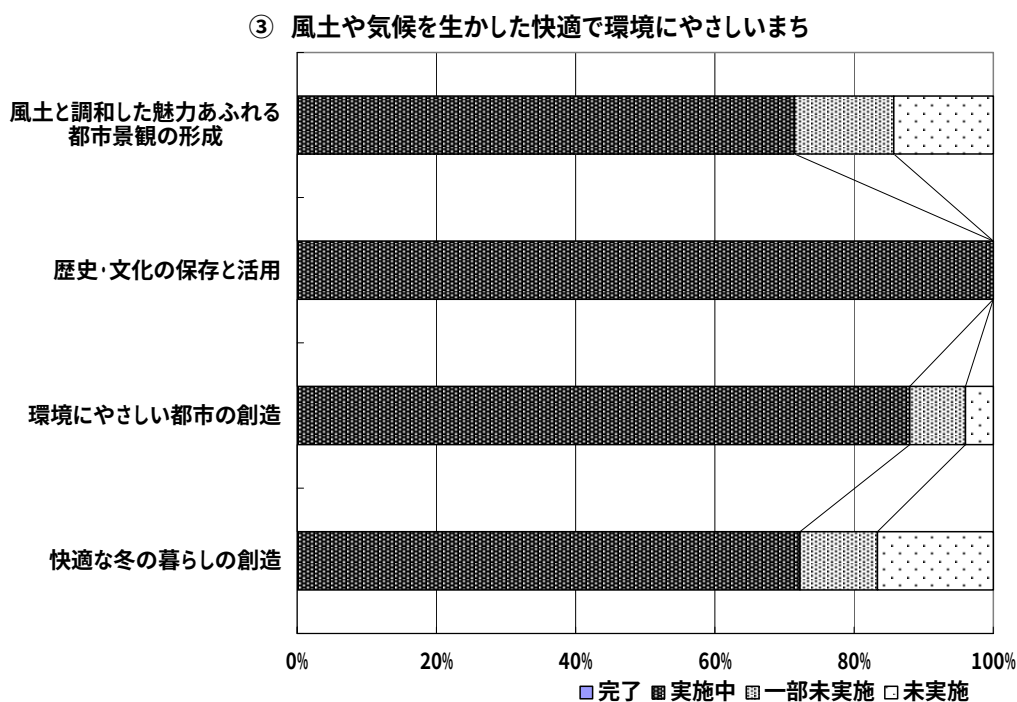
環境目標③「風土や気候を生かした快適で環境にやさしいまち」は都市環境に関する目標です。

景観の保全に関する事業については、条例が整備されたこともあり、おおむね適正に進行していますが、安らぎのある音づくり、星空の美しい町づくりなどの施策については今後展開が必要です。

「環境にやさしい都市の創造」では、公共交通機関の利用促進など交通対策の推進が課題となっています。

快適な冬の暮らしの創造では、前述の（仮称）旭川市青少年科学館に雪冷房システムの設備が設置されるなど、雪の特性を生かした技術の開発・普及の促進が図られています。

図 1-12 環境目標「③ 風土や気候を生かした快適で環境にやさしいまち」の関連施策実施状況



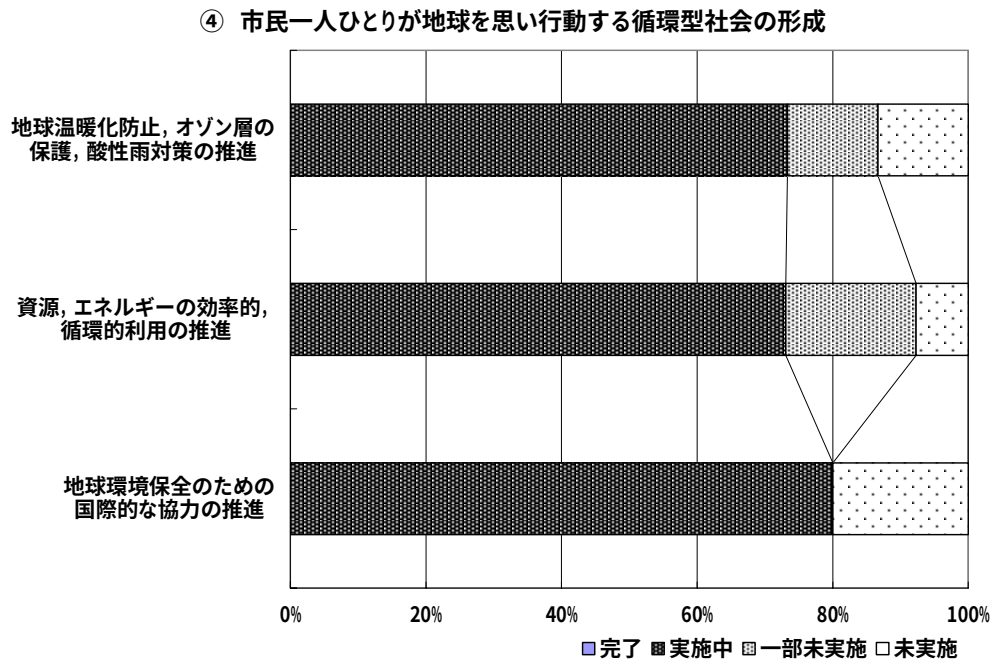
(エ) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する循環型社会の形成」の関連施策実施状況

環境目標④「市民一人ひとりが地球を思い行動する循環型社会の形成」は地球環境に関する目標です。

「地球温暖化防止、オゾン層の保護、酸性雨対策の推進」については、法令の整備、超低公害車の開発を代表とする技術革新などにより進展が見られる施策もありますが、生活スタイルの多様化に伴う家庭、商店、オフィスなどでのエネルギーの大量消費や冬季に暖房器具から発生する排出ガスに関する施策などに今後展開が必要です。

なお、市では「こうほう旭川市民」やホームページなどで省エネルギーに関する情報や環境に配慮した商品に関する情報の提供をすすめているほか、公園などへの太陽電池照明設備の設置や雪冷房の調査研究に対する支援を行うなど、新エネルギーの導入を積極的に推進しています。

図 1-13 環境目標「④ 市民一人ひとりが地球を思い行動する循環型社会の形成」の関連施策実施状況



(オ) 「新しい暮らしのスタイルをつくるまち」の関連施策実施状況

環境目標⑤「新しい暮らしのスタイルをつくるまち」は地域社会に関する目標です。

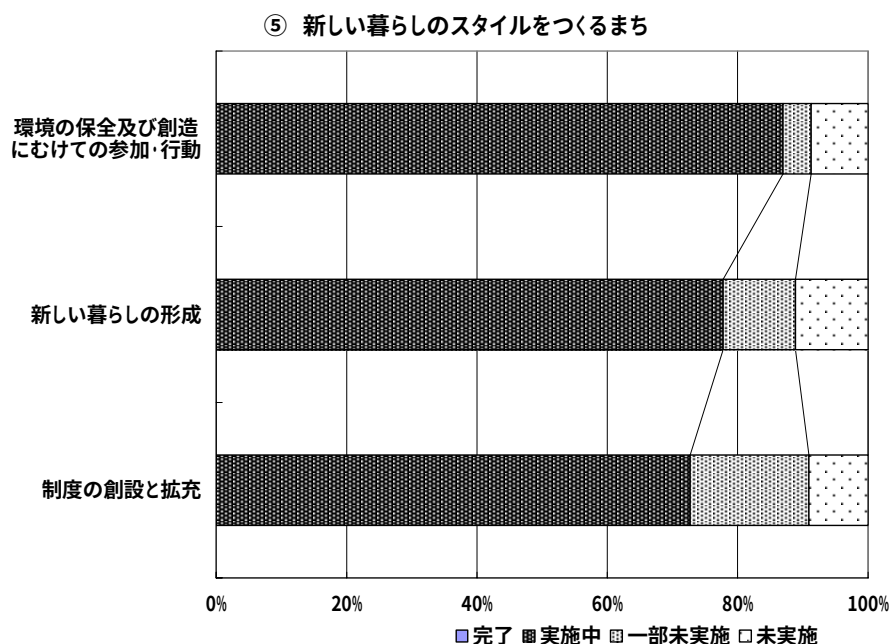
「環境の保全及び創造に向けての参加・行動」については、おおむね適正に事業が進行していますが、参加されている市民への対策に新たな展開が必要です。

新しい暮らしの形成では、今後さらに環境にやさしい暮らし（エコライフ）に関する情報の提供に努めることが求められています。

制度の創設と拡充については、特に財源を要するものに今後展開が必要となっています。

なお、市では事業者が自主的に環境管理・環境監査システムの導入に努めるよう、中小企業経営者を対象として環境に配慮した企業セミナー等を開催して普及啓発に努めています。

図 1-14 環境目標「⑤ 新しい暮らしのスタイルをつくるまち」の関連施策実施状況



(5) 旭川市地球温暖化防止対策率先実行計画

平成 11 年 5 月に市の様々な事務の場面で取り組むべき、環境に配慮した行動を具体的に示した「旭川市役所環境保全率先行動計画」（以下、率先行動計画という。）を策定し、同年 6 月 1 日から実施していましたが、その後、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行、旭川市環境基本計画の策定をうけ、市が一事業者の立場から取り組んでいく地球温暖化防止を中心とした環境保全に対する行動計画として、先の率先行動計画を全面的に改定し、平成 13 年 8 月に「旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し実施しています。（関連事項：P.94）

環境の将来像

豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまち あさひかわ

環境目標

生活環境

良好な大気，水，
土壌など健康で安全に暮らせる環境の確保

自然環境

豊かな水や緑とともに生きるまち

都市環境

風土や気候を生かした快適で環境にやさしいまち

地球環境

市民一人ひとりが地球を思い行動する循環型社会の形成

地域社会

新しい暮らしのスタイルをつくるまち

施策の基本的方向

- ・さわやかな大気の保全
- ・清らかで豊かな水の保全
- ・静穏な空間の保全
- ・健全な土壌の保全
- ・化学物質による環境汚染の防止

- ・生態系の保全
- ・水辺環境の保全とふれあいの促進
- ・豊かな緑の保全とふれあいの促進

- ・風土と調和した魅力あふれる都市景観の形成
- ・歴史・文化の保存と活用
- ・環境にやさしい都市の創造
- ・快適な冬の暮らしの創造

- ・地球温暖化防止，オゾン層の保護，酸性雨対策の推進
- ・資源，エネルギーの効率的，循環的利用の推進
- ・地球環境保全のための国際的な協力の推進

- ・環境の保全及び創造にむけての参加・行動
- ・新しい暮らしの形成
- ・制度の創設と拡充

定量目標

環境の将来像を実現するために，計画の期間内に達成を目指す具体的な数値目標

・大気汚染，水質汚濁，土壌汚染の濃度や騒音のレベル	…	環境基準値以下とする
・低公害車普及台数	…	おおむね 4,000 台とする。
・生活排水処理施設総合普及率	…	おおむね 98%とする。
・鳥獣保護区面積	…	おおむね 3,600ha とする。
・森林面積	…	おおむね 40,000ha とする。
・緑被率	…	おおむね 30%とする。＊
・都市公園面積	…	おおむね 1,155ha とする。＊
・街路樹数	…	おおむね 83,000 本とする。＊
・二酸化炭素排出量	…	現況よりおおむね 7%削減する。
・エネルギー消費量	…	現況よりおおむね 8%削減する。
・一般廃棄物の排出量	…	現況のままで推計される 329,000 t をおおむね 25%削減する。
・家庭系ごみのリサイクル率	…	おおむね 20%とする。

＊平成 27(2,015)年度まで

表 1-1 旭川市環境基本計画の定量目標達成状況

施策の基本的方向	定量目標	状況（平成 15 年度）
さわやかな大気の保全	大気汚染物質濃度を環境基準以下とする	・二酸化硫黄 基準適合 短期 6/6 地点 長期 6/6 地点 ・二酸化窒素 基準適合 6/6 地点 ・浮遊粒子状物質 基準適合 短期 6/6 地点 長期 6/6 地点 ・光化学オキシダント 基準適合 0/1 地点 ・一酸化炭素 基準適合 短期 1/1 地点 長期 1/1 地点
	低公害車普及台数をおおむね 4,000 台とする	調査中
清らかで豊かな水の保全	河川水質汚濁物質濃度を環境基準値以下とする	・健康項目 基準適合 14/14 地点 ・生活環境項目 基準適合 5/5 地点（環境基準点）
	地下水汚染物質濃度を環境基準値以下とする	・概況調査 基準適合 10/11 地点 ・定期モニタリング調査 基準適合 8/12 地点 ・検出井戸追跡調査 基準適合 3/3 地点
	生活排水処理施設総合普及率をおおむね 98%とする	普及率 96.2 %
静穏な空間の確保	騒音レベルを環境基準値以下とする	・一般地域 基準適合（昼間）9/9 地点 （夜間）9/9 地点 ・道路に面する地域 ※ 基準適合（昼間）90.8 % （夜間）92.3 % ※ 面的評価による達成割合
健全な土壌の保全	土壌汚染物質濃度を環境基準値以下とする	土壌汚染調査は未実施
生態系の保全	鳥獣保護区の面積をおおむね 3,600ha とする	3,424 ha
豊かな緑の保全とふれあいの促進	森林面積をおおむね 40,000ha とする	39,557 ha
環境にやさしい都市の創造	緑被率をおおむね 30%とする（平成 27 年度まで）	25.65%（平成 7 年度）
	都市公園面積をおおむね 1,155ha とする（平成 27 年度まで）	約 642ha
	街路樹数をおおむね 83,000 本とする（平成 27 年度まで）	45,774 本
地球温暖化防止，オゾン層の保護，酸性雨対策の推進	二酸化炭素排出量を現況よりおおむね 7%削減する	777.0 千 tC
資源，エネルギーの効率的，循環的利用の推進	エネルギー消費量を現況よりおおむね 8%削減する	8,262 Tcal
	一般廃棄物排出量を現況のままで推計される 329,000t をおおむね 25%削減する	150,809 t
	家庭系ごみのリサイクル率をおおむね 20%とする	13.5 %

※ 環境基準については，P.104 を参照

表1-2 環境基本計画関連事業及び関連部局一覧

主な関連施策	関連部局	P.
良好な大気、水、土壌など健康で安全に暮らせる環境の確保		
1 さわやかな大気の保全		
1 工場、事業場、家庭等の対策 ○ 大気環境調査、公害監視、排出ガス測定 ○ 公害防止設備資金融資あっせん	環境部 商工観光部	17
2 自動車排出ガス対策 ○ 環境にやさしい車購入資金融資あっせん ○ 公用車の低公害車及び最新規制適合車への代替 ○ 超低床バス購入費補助	環境部 環境部 生活交流部	28
3 悪臭防止対策 ○ 悪臭発生施設の維持管理の指導 ○ 公害防止設備資金融資あっせん	環境部 商工観光部	40
2 清らかで豊かな水の保全		
1 河川等の水質汚濁の防止 ○ 河川水質調査、河川底質調査、公害監視・排水水測定 ○ 公害防止設備資金融資あっせん ○ 公共下水道事業、下水道普及促進に係る貸付 ○ 浄化槽設置補助	環境部 商工観光部 水道局 環境部	29 103 75
2 地下水の汚染対策 ○ 地下水質調査（有害物質を使用・保管している事業場に対する指導） ○ 水質汚濁防止法特定事業場への立入検査等	環境部 環境部	34 35
3 健全な水循環の確保 ○ 雨水処理のための道路整備 ○ 水源かん養保安林等の保全	土木部 農政部	
3 静かな空間の確保		
1 工場・事業場・家庭等の対策 ○ 公害監視、騒音・振動測定 ○ 公害防止設備資金融資あっせん	環境部 商工観光部	39
2 自動車交通騒音・振動対策 ○ 自動車交通騒音・振動測定 ○ 緩衝緑地帯としての道路緑化促進 ○ 道路・橋梁の整備	環境部 土木部 土木部	37 54
3 建設作業対策 ○ 公害監視、騒音・振動測定	環境部	39
4 健全な土壌の保全		
1 土壌汚染の防止 ○ ダイオキシン類調査 ○ 産業廃棄物適正処理確保 ○ 不法投棄パトロール等	環境部 環境部 環境部	42 80 84
5 化学物質による環境汚染の防止		
1 ダイオキシン類対策 ○ 大気、水質・底質、土壌環境調査 ○ 廃棄物最終処分場、近文清掃工場、中園廃棄物最終処分場の管理	環境部 環境部	42 73
2 環境ホルモン対策 ○ 環境ホルモン調査	環境部	43
3 有害化学物質対策 ○ 情報の提供	環境部	
4 農薬汚染対策 ○ 協定に基づくゴルフ場排水水質測定 ○ クリーン農業技術調査検討事業（減農薬・減化学肥料栽培技術の開発・普及）	環境部 農政部	44

主な関連施策	関連部局	P.
豊かな水や緑とともに生きるまち		
1 生態系の保全		
1 生物の多様性の保全 ○ 水源かん養保安林をはじめとする森林の保全 ○ 鳥獣保護区の維持と保全 ○ 野生生物の保護（鳥獣捕獲・飼養許可）に関する事務 ○ 旭山動物園の整備	農政部 環境部 環境部 商工観光部	49
2 水辺環境の保全とふれあいの促進		
1 水辺環境の保全 ○ 河川整備，河川緑地の整備	土木部	51
2 水辺とのふれあいの促進 ○ 関係機関と協力した石狩川河川整備の推進	土木部	51
3 豊かな緑の保全とふれあいの促進		
1 豊かな緑地等の保全 ○ 水源かん養保安林をはじめとする森林の保全 ○ 環境緑地保護地区やふれあいの森などの指定 ○ 花フェスタ旭川の開催，緑化運動の推進 ○ 記念植樹祭の開催，緑化団体への助成 ○ クリーン農業技術の開発・普及 ○ クリーンフードプラン 21 の推進（クリーン農産物表示促進等） ○ 緑地の回復に関する事業者への指導	土木部 環境部 土木部 土木部 農政部 農政部 環境部	48 55
2 自然とのふれあいの促進 ○ 突哨山整備 ○ 自然観察会等の開催 ○ 森林レクリエーション施設や自然歩道等の整備	土木部 生涯学習部 農政部	92
風土や気候を生かした快適で環境にやさしいまち		
1 風土と調和した魅力あふれる都市景観の形成		
1 美しいまち並みの形成 ○ 都市景観賞事業の推進 ○ 北彩都あさひかわ事業の推進 ○ 優良建築物等整備事業 ○ 屋外広告物対策 ○ 農村景観整備（花いっぱい運動など） ○ 河川整備，河川緑地の整備	都市建築部 都市建築部 都市建築部 都市建築部 農政部 土木部	56 55 51
2 安らぎのある音づくり ○ 公園，広場などの設備	土木部	53
3 星空の美しいまちづくり ○ 人や街にやさしいあかり環境推進	都市建築部	
2 歴史・文化の保存と活用		
1 歴史的・文化的財産の保護と活用 ○ 文化財保存整備，埋蔵文化財発掘調査	生涯学習部	61
2 伝統文化の保存と伝承 ○ アイヌ文化伝承	生涯学習部	61
3 環境にやさしい都市の創造		
1 交通対策の推進 ○ 公共交通対策 (バスの日記念事業，バス路線維持への補助) (鉄道高架事業) ○ 物流基地構想の推進 ○ 道路の整備，橋梁の整備	生活交流部 都市建築部 土木部	
2 環境保全施設の整備 ○ 公共下水道事業，下水道普及促進に係る貸付 ○ 浄化槽設置補助 ○ リサイクル関連施設の整備，パンフレットなどの作成・配布 ○ 廃棄物処理施設の整備，維持管理 ○ 新エネルギーの導入（雪氷，太陽光利用設備の導入）	水道局 環境部 環境部 環境部 企画財政部	75 77 71
3 公園・緑地の整備 ○ 都市公園・運動公園等の造成，遊具の改修 ○ 河川緑地やレクリエーション広場等の整備	土木部 土木部	53 51

主な関連施策	関連部局	P.
新しい暮らしのスタイルをつくるまち		
1 環境の保全及び創造にむけての参加・行動		
1 環境学習等の促進		
○ 旭川市環境週間に関連する事業の実施	環境部	87
○ 自然観察会等の開催	環境部	92
○ 旭川市環境アドバイザーの委嘱・派遣	環境部	88
○ 百寿大学、女性大学・女性学級での講座開設	生涯学習部	91
○ ごみ処理施設見学会、ごみ減量出前講座の実施	環境部	
○ こどもエコクラブ関連事務	環境部	88
○ 子ども環境サミットの開催	環境部	88
○ 社会科副読本作成	環境部	91
2 情報の収集・提供，調査研究		
○ 環境白書作成	環境部	
○ 市のホームページによる情報の提供	環境部	
3 市民等の自発的活動の促進		
○ 旭川市環境アドバイザー派遣制度	環境部	88
○ 旭川市生涯学習情報提供システムによる情報の提供	生涯学習部	
○ 再資源回収奨励金の交付	環境部	78
○ 市民協力道路花壇づくりの推進	土木部	54
○ 緑化運動の推進	土木部	53
○ ボイ捨て禁止運動の推進	環境部	56
○ 春・秋清掃強化週間の実施	環境部	56
4 市民参加及び意見の反映		
○ ごみ減量化あさひかわ市民会議	環境部	
○ 旭川市廃棄物減量等推進審議会	環境部	
○ 旭川市環境審議会	環境部	4
2 新しい暮らしの形成		
1 新しい生活様式の形成		
○ 消費生活情報の提供	生活交流部	
○ クリーン・有機農産物に関する相談窓口開設，見学会の実施	生活交流部	
○ 環境家計簿の作成・配布	環境部	88
○ 環境にやさしい店登録制度の推進	環境部	89
2 新しい産業活動の形成		
○ ISO14001 認証取得支援事業（企業セミナー）の実施	環境部	89
○ リサイクルフェアの開催	環境部	77
○ 新事業創出促進事業の実施	商工観光部	
3 制度の創設と拡充		
1 環境保全に関する制度の創設と拡充		
○ 旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画の推進	環境部	94
○ ISO14001 認証取得支援事業（企業セミナー）の実施	環境部	89
○ 緑地の回復に関する事業者への指導	環境部	55
○ 北国型住宅などへの建築資金貸付	都市建築部	
○ 公共下水道事業，下水道普及促進に係る貸し付け	水道局	103
○ 浄化槽設置補助	環境部	103
○ 再資源回収奨励金の交付	環境部	78
○ 生ごみ堆肥化容器（コンポスト等）購入費の助成	環境部	77